

武藏野市接道部緑化助成

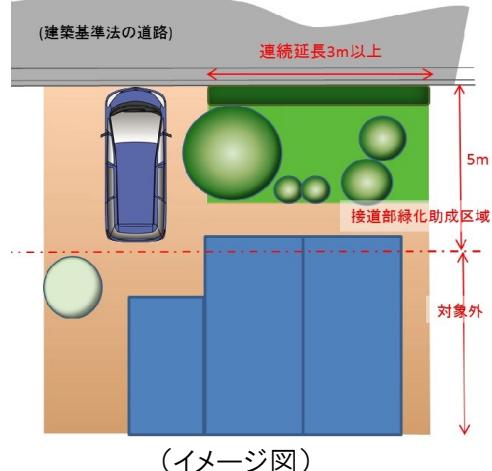
助成を希望される方は、必ず工事着手前に申請が必要です。

武藏野市では目に触れるみどりを増やし、快適で安全な生活環境をつくるため新たな接道部緑化費用の一部を助成します。

接道部緑化とは道路に面している生垣または、同等の列植した植栽がある奥行5m以内の高木・中木・低木等の植栽をいいます。

助成対象

- 建築基準法で規定する道路に面した、または面していると認められる場所に連続延長3m以上の新たに植栽(地被を除く)したものがあり、接道面より容易に見通せる奥行き5m以内の新たな植栽。
- 上記緑化に伴う接道面のブロック塀等の取壊し費用。
- ※ブロック塀等の取壊し工事は、必ず工事着手前に現地調査を受けてください。

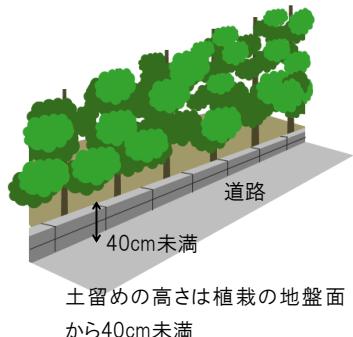


対象外

- 不動産業者及び開発業者等が業として行うもの。
- 武藏野市まちづくり条例に該当するもの。
- 既存樹木または生垣等の植替えおよびプランターによる植栽。
- 生態系等への被害のおそれがある植物の植栽。
- 植栽前面に遮蔽物がある場合。(高さ40cm以上)
- ※フェンス等を設置する場合はご相談ください。

緑地の保全期間

- 完成後3年以上保全と育成に努めてください。



土留めの高さは植栽の地盤面
から40cm未満

申請期間

- 助成を受ける緑化工事が、申請年度の3月末までに完了し、現地で検査が可能であること。
- ※助成事業は当該年度の予算の範囲内で行われるため、年度途中で事業を終了する場合があります。(原則、申請受付順になります。)

助成金額

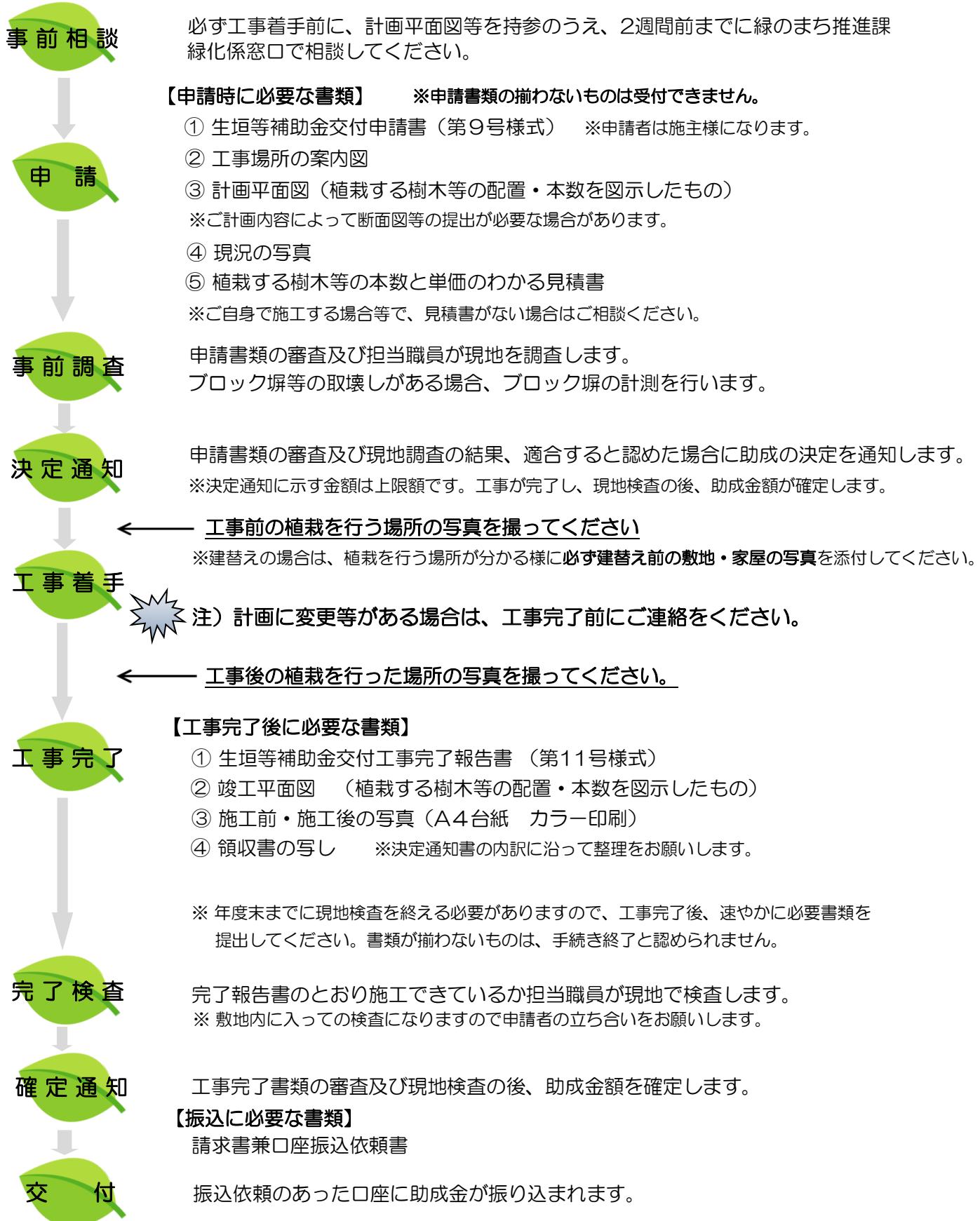
- 実単価と上限単価のいずれか少ない額を助成金額とします。
- 延長または面積が、1mまたは1m²に満たない端数があるときは小数点第一位を四捨五入し計算を行います。
- 総助成額に1,000円未満がある場合は切り捨てをします。

種類	詳細	上限単価	最高限度額
生垣	高さ0.6m以上の樹木を四つ目垣、または同等の樹木と組み合わせて3m以上列植し、かつお互いの葉が触れ合う程度、もしくは1mあたり3本以上植栽してあるもの。	12,000円/m	
高木	植栽時の高さが3m以上で成木時の高さが5m以上に育つもの。	15,000円/本	
中木	植栽時の高さが1.5m以上で成木時の高さが3m以上に育つもの。	4,000円/本	60万円
低木	高木、中木以外の樹木と竹類等。	2,000円/本	
地被	芝・シダ・ツル・草本・コケ類植物等。	1,000円/m ²	
ブロック塀等取壊し	接道部緑化助成区域内で、建築基準法で規定する道路に面したブロック塀等の取壊し。(処分費、運搬費は対象外)	4,000円/m ²	30万円



手続きの流れについて

工事着手前に申請手続きが必要になるため、工事着手後の申請は助成対象になりません。



完成後、3年以上の保全・育成に応じた適切な維持管理をお願いします。

隣地や道路への越境等には特にご配慮ください。

なお、維持管理できなかった場合は、助成金の返還を求める場合があります。